

## 札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書（第1回目）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と藻南・石山・常盤・さくらの森グループ（以下「乙」という。）において令和6年3月6日付で締結した藻南公園、石山緑地、常盤公園、小金湯さくらの森に係る札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第18条第4項及び第37条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 札幌市都市公園条例の一部改正により、使用料の額が変更となった趣旨を踏まえ、原協定書第18条第4項の規定に基づき、甲が乙に支払う令和7年度の管理費用を「244,900円」減額することとし、協定を行った原協定書第18条第1項中「金253,000,000円」を「金252,755,100円」に改める。なお、令和8年度以降の管理費用については、令和7年度の利用料金収入の額を踏まえ、別途協議を行うこととする。

第2条 改定協定を行った原協定書第18条第2項の表を次のとおり改める。

請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
7月	50,600,000円	50,355,100円	50,600,000円	50,600,000円	50,600,000円

第3条 原協定書第18条に、次の1項を加える。

6 令和7年度につき、乙の利用料金収入の額と管理費用の合計額が次の表に示す当該年度の管理に必要な経費の総額を下回ったときは、甲は、同表に示す当該年度の補填上限額の範囲内で、第1項及び第2項の規定により乙に支払う管理費用とは別に、その下回る額を当該管理費用の補填として支払うものとする。

年度	令和7年度
管理に必要な経費の総額	54,126,000円
補填上限額	244,900円

第4条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和7年3月12日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元克広



(乙) 札幌市白石区平和通14丁目北2番16号

藻南・石山・常盤・さくらの森グループ

代表者 横浜植木株式会社北海道支

支店長 赤澤知

